

JILPT 資料シリーズ

No.55 2009年5月

# 企業外における個別労働紛争の予防・解決 システム利用者の実態調査



独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
The Japan Institute for Labour Policy and Training

# 企業外における個別労働紛争の予防・解決 システム利用者の実態調査

## まえがき

当機構では、中長期的な政策課題について研究するプロジェクト研究について、2007年度から新たに取り組んでおり、その一つとして、「労使関係が個別化する中での安定した労使関係を構築するための総合的な研究」を実施している。

近年、特に個別的な労働紛争が増加していることが指摘されているが、このような中、行政機関、司法機関において紛争の予防・解決のためのシステムが整備されてきており、また、民間部門でも様々な取組が見られるところである。

一方、多様なシステムの整備が進んでいるが、複数の機関がそれぞれどのような役割を果たしているのかは必ずしも明らかになっていないのが実情である。

こうした状況を踏まえ、企業外の個別労働紛争の予防・解決のための様々な機関の果たす機能・役割、運用の実態等についての解明を行うため、2007年度においては、個別労働紛争問題に直接携わっている関係機関・団体からのヒアリング調査を実施したところである。

引き続き、2008年度においては、前年度の関係機関・団体、すなわち、システム運用者の側から把握した情報を前提に、実際にシステムを利用して個別労働紛争の解決を試みた利用者（労働者等）について、利用の動機、利用に至るまでの経緯、納得度等の調査を行い、各システムの機能・役割・相互関係、システムを巡る周辺環境との関連等を立体的に把握することとした。

調査の対象としては、裁判の前段階で労働問題に特化して簡易・迅速・低廉な紛争処理を担う都道府県労働局及び都道府県労働委員会の各あっせん制度を代表的事例と鑑み、その利用者に対して行うこととした。

この問題については、なお多くの解明すべき点が残されているが、本書が、行政担当者を始め、個別労働紛争の予防・解決システム等の問題に関心を持つ人々の議論の参考となるとともに、実際にシステムを利用しようとしている人々の参考になれば幸いである。

なお、本書の取りまとめは、当機構の統括研究員の濱口桂一郎、副統括研究員の大塚崇史、アシスタント・フェローの鈴木誠が担当した。

2009年5月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
理事長 稲 上 毅

## 執筆担当者

氏名	所属	執筆担当
濱口 桂一郎	労働政策研究・研修機構統括研究員	第3章
大塚 崇史	労働政策研究・研修機構副統括研究員	序章、第1章
鈴木 誠	労働政策研究・研修機構アシスタント・フェロー	第2章

## 目 次

はじめに	1
序章 本書の構成について	3
第1章 行政機関によるあっせん制度の利用実態の概括	4
第1節 利用者実態調査の趣旨・方法等	4
第2節 個別労働紛争解決のネットワーク	6
第3節 利用者実態調査の基本的事項	12
1 労働局あっせん、労働委員会あっせんの件数	12
2 利用者の属性（性別、年齢、雇用形態、企業規模）	12
3 紛争内容	13
4 利用者が重視する事項	14
第4節 個別労働紛争に係る紛争処理の主要なルート	16
1 労働局あっせんを利用する主要な紛争処理ルート	16
2 労働委員会あっせんを利用する主要な紛争処理ルート	17
3 紛争解決手段の選択基準	17
第5節 紛争処理の各段階で判明した主な事項	18
1 第Ⅰステージ（社内での相談、社外での個人への相談）	18
(1) 社内労組	18
(2) 社内相談窓口	18
(3) 社内個人	18
(4) 社内での相談（総括）	19
(5) 社外個人	19
2 第Ⅱステージ（社外の専門的な個人・団体等への相談）	20
(1) 社外労組	20
(2) 弁護士、弁護士相談会	20
(3) 法テラス	20
(4) 社会保険労務士、社会保険労務士会	20
3 第Ⅲステージ（行政機関への相談）	20
(1) 監督署等	20
(2) 安定所	21
(3) 県相談窓口	21
(4) 市町村相談窓口	21

(5) 法務・警察	22
4 第Ⅳステージ（行政機関によるあっせん（労働局あっせん、労働委員会あっせん））	22
(1) 労働局あっせん	22
(2) 労働委員会あっせん	23
(3) 両者の比較	24
5 第Ⅴステージ（裁判所の利用）	25
(1) 労働審判	25
(2) 裁判（労働審判を明示していないものを含む。）	25
6 紛争解決制度を知った契機	26
第6節 総括と今後の課題	27
1 利用者実態調査を踏まえた総括	27
2 今後の課題等	27
第2章 調査結果の詳細	29
1 調査件数	29
2 調査対象の属性	29
3 紛争事項	30
4 紛争に関する労働組合への相談について	38
5 紛争に関する社内等での相談について	39
6 紛争に関する社外の専門家、関係機関への相談について	43
7 あっせん制度の利用前における他の紛争解決機関・制度の利用について	50
8 労働局、労働委員会のあっせん制度の利用について	51
9 紛争解決機関・制度について	53
第3章 補論 EU諸国における個別労使紛争解決システム	56
1 アイルランド	56
2 イギリス	57
3 イタリア	57
4 エストニア	57
5 オーストリア	57
6 オランダ	58
7 ギリシア	58
8 スウェーデン	58
9 スペイン	59
10 スロバキア	59
11 スロベニア	59
12 デンマーク	59
13 ドイツ	60
14 ノルウェー	60
15 ハンガリー	61
16 フィンランド	61
17 フランス	61
18 ブルガリア	61
19 ベルギー	62
20 ポーランド	62
21 マルタ	62
22 ラトビア	62
23 ルーマニア	62
資料	63

## はじめに

近年、企業及びそこで働く人々を巡る社会的及び経済的環境の著しい変化がみられる中で、集団的労使紛争が減少する傾向にある一方で、個別的な労働紛争が増加する傾向にあり、このような中、行政機関、司法機関、各種団体等において個別の紛争の予防・解決のためのシステムの整備が進んでいる。

特に、平成 13 年以降、個別労働紛争解決促進法の施行による都道府県労働局でのあっせん制度等の整備、都道府県労働委員会による個別紛争を対象としたあっせん制度の推進、地方裁判所での労働審判の開始などを核として、各方面での複線的なシステムの整備・拡充が図られているところである。

個別労働紛争については、紛争の内容が多岐に亘ると共に、紛争当事者が期待する解決方法もそれぞれのニーズに応じて多様化しているため、複数の機関がそれぞれの特色を生かして複線的なシステムを構築して対応するのが望ましいとされている（「個別的労使紛争処理問題検討会議報告」（平成 12 年 12 月））。

このように各システムの構築は急速に行われているところであるが、それぞれのシステムがどのような機能と特色を持ち、それぞれの利用者のニーズにどのように応えているか、また、システム相互の関係、システムとそれを取り巻く諸要素との関係等については、必ずしも明確にはなっていないのが実情である。

このため、システムの運用実態や特徴を把握すべく、2007 年度においては、システムを運用する各機関・団体の担当者からのヒアリング調査等を行い、「企業外における個別労働紛争の予防・解決システムの運用の実態と特徴」（JILPT 資料シリーズ No.42 2008 年 5 月）として取りまとめた。

さらに、2008 年度においては、実態を別角度から立体的に把握するため、裁判以前の簡易・迅速・低廉なシステムとしての中心的役割を果たしている都道府県労働局及び都道府県労働委員会のあっせん制度の利用者についてヒアリング委託による実態調査を実施し、その結果を踏まえ本書を取りまとめることとなった。

もとより、調査の性質上、回収件数等には自ずと制約があり、限られた範囲内での調査結

果であることにご留意いただいた上、参考としてご活用いただければ幸いです。

なお、本書を執筆するに当たり、実態調査等に関し、次の機関の関係者の方々に甚大なるご協力とご示唆を賜ったことに、ここに心から感謝の気持ちを表したい。

(実態調査協力機関)

- 1 都道府県労働局  
北海道、長野県、静岡県、愛知県、鳥取県
  
- 2 都道府県労働委員会  
北海道、長野県、静岡県、愛知県、鳥取県

## 序章 本書の構成について

本書は、以下、第1章「行政機関によるあっせん制度の利用実態の概括」、第2章「調査結果の詳細」、第3章「補論 EU諸国における個別労使紛争解決システム」から構成される。

本書においては、まず、第1章で全体を鳥瞰した概括的な報告として、利用者実態調査の概要とこれを踏まえて判明した事項を要約して紹介することとする。

これにより、個別労働紛争解決の流れを一つのネットワークとみなし、そのネットワークにおける全体及び部分として、個別労働紛争の解決システムを利用した者及びそれを取り巻く関係機関・団体がそれぞれどのような実態を有し、また、相互にどのように関係しているかをおおまかに捉えることとしたい。

次に、この第1章の鳥瞰図を踏まえ、第2章においては、利用者実態調査の結果を調査項目ごとに紹介するとともに、細かなデータの分析を行うこととする。

これにより、個別労働紛争を巡る個別具体的な実情は如何なるものかをより現実的・客観的な形で把握するとともに、そこに潜在する問題点や課題を浮き彫りにできることに資することとしたい。

さらに、第3章においては、我が国の個別労働紛争解決システムの進捗の状況等をより客観的に捉えることに資するよう諸外国の個別労働紛争解決システムの例として、EU諸国における多数の事例を紹介し、概観することとする。

多数の先進諸国の事例の概略を比較・検討することにより、個別労働紛争解決システムの国際的な現状、相場観を捉えることができるとともに、我が国のシステムの相対的位置関係の把握や今後のより有効な紛争解決システムの設計や運用のための示唆が得られるものと考えられる。